

邑楽町告示第239号

令和2年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月2日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和2年12月7日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和2年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和2年12月7日（月曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第53号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第54号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第55号 邑楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第56号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第57号 邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第58号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第59号 指定管理者の指定について（邑楽町福祉センター 寿荘）
- 第10 議案第60号 指定管理者の指定について（邑楽町高齢者活力センター）
- 第11 議案第61号 指定管理者の指定について（邑楽町地域活動支援センター）
- 第12 議案第62号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）
- 第13 議案第63号 邑楽町第六次総合計画後期基本計画について
- 第14 議案第64号 第五次邑楽町行政改革大綱について
- 第15 議案第65号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算
- 第16 議案第66号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第67号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第68号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第69号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開会及び開議の宣告

○神谷長平議長 ただいまから令和2年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○神谷長平議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

さきの定例会において議決いただきました精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣宛てに提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において大賀孝訓議員、瀬山登議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○神谷長平議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から11日までの5日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 議案第53号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

○神谷長平議長 日程第3、議案第53号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第53号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律の一部が令和3年1月1日に施行されることにより、租税特別措置法第93条が改正されることに伴い、同条を参酌して、延滞金及び延納利息の利率を定めている邑楽町後期高齢者医療に関する条例、邑楽町介護保険条例、邑楽町公共下水道条例、邑楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第4、議案第54号 邑楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第54号 呂楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

実施機関が保有する個人情報の目的外の外部提供について文言を整理するとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、ITの利活用をさらに推進するため、国の行政機関と同様に、町の情報機器も外部とのオンライン結合が可能となるよう本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 呂楽町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第55号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第5、議案第55号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第55号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

呂楽町特別職のうち、農業委員会の会長、会長代理、委員及び農地利用最適化推進委員の基本報酬に加え、能力報酬を月額4万7,500円以内で支給できることといたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 この件につきましては、全員協議会の中でもお話をしたかと思うのですが、国の要綱が平成29年度から施行されているということでありましたが、本来であれば、その年度からこの能力報酬の部分についても支給が当町においてもできたといった状況がありましたが、ここへ来て、令和2年になって初めて能力報酬を追加するということでもあります。本来であれば、先ほど申し上げたように、平成29年度から適用ですから、その年度から能力報酬を支給することができたはずなのですが、遅れてしまって令和2年ということになりました。どうしてこういったことが起こってしまったのか、その説明を願いたいと思います。

○神谷長平議長 吉田農業振興課長。

○吉田享史農業振興課長 お答えいたします。

農業委員会等に関する法律の改正後2期目となり、農業委員会としてもやることが明確となってまいりました。また、昨年度より進めている人・農地プランも今年度で作成が完了する予定となっております。今後、人・農地プランを推進し、農用地の解消や農地の利用を促進したく、国の農地利用最適化交付金制度を活用し、農業委員会等の活動を推進したいと考えております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 私が伺った質問の趣旨と違う答弁が返ってまいりましたので、町長に同じこととお伺いしますが、実際には先ほど申し上げたとおり平成29年度から国の要綱に基づけば支給できたものが、なぜ令和2年度になってから、こういった適用を受けようということ条の整備並びに規則の制定、そういったものを現在になって行うことになってしまったのか、その空白の期間、本来であれば平成29年度から今年度にかけても農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の皆さんにはこの能力報酬の支給ができたはずだということでもありますので、その部分について、どうしてそういったことが起こってしまったのか、その原因について町長にお伺いをしたいと思います。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問の内容については、平成28年に農地法改正がありまして、その後、町の農業委員会も解散といたしますか、改選があつて、その中で取り組んできたということではありますが、原因としては当初の、今課長もお答えいたしましたけれども、いわゆる人・農地プランの計画も一つの原因でもありますし、これがほぼ会議を重ねることによって確定をしてきたということもありますし、それからまず何といたっても一番大切なことは、農用地の利用の、これをいかに拡大して有効活用するかということにつながるわけでもありまして、その農地法が改正された当初はそういったことが十分理解ができていなかったということに尽きるかなと思います。しかし、そうはいつでも、

当初からそういった国の補助金制度があったのは事実でもありますので、議員が今申し上げたように、ご意見をいただいたように、当初からその辺については十分検討すべきであったということは、これは否めない事実でもありますので、したがって今日になってそういった条例改正をして、そして農地利用最適化推進委員、それから農業委員にも十分活動していただいて、農地が有効に活用できるような仕組みといたしますか、そのことがこれから求められておりますので、そういったことも農業振興の大きな課題でもありますから、私のほうといたしましては担当して、十分その辺については指導していききたいと、このように思っております。

○神谷長平議長 松島茂喜議員。

○7番 松島茂喜議員 全員協議会でも同じようなご答弁をいただいたところなのですが、国のほうの要綱等の改正が行われて、瞬時にそれに対応していくといった、その姿勢、またそれだけの職員的能力、町長の指導力、そういったものが必要になろうかと思いますが、実際にその平成29年度から令和2年度までに農業委員並びに農地利用最適化推進委員を行ってきた方々に対して、本来支給されるべきものが支給できなかったということは事実だということでもありますので、その方々に向けて、やはりこの場で町長のほうから何か申し上げていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、最後の質問になりますので、まとめも一緒に行いますが、こういったことが起こらないように、全員協議会の中でも申し上げましたが、職員に指示を徹底するというだけでなく、やはり機構改革も含めた中で行っていく必要性もあるかと思えます。その2点についてお伺いして、私の質疑を終わります。

以上です。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、制度が制定された以降、今日までの間、そういったことができていなかったということについては、これは大変申し訳なく思っております。しかし、そういった反省点の上に立って、今まで以上にいわゆる農地の利活用が推進される、あるいは耕作放棄地がなくなるというようなこと、農地だけではありませんで、その農地を利用したことによっていかに農業振興を図っていくかということが大切なことでもありますので、先ほども課長が申し上げましたが、いわゆる人・農地プランの、このプランニングについて十分議論をしていただいて、そういったことで農業委員あるいは農地利用最適化推進委員にも活躍をしていただくということに尽きるかと思えますが、それからもう一つ、こういった状況が出たときに機構改革をどうするのだというご質問ですが、今現在、企画課を通して、この農業振興のみならず、町の行政がより正確性を持った中で機構ができるようなことで、機構改革についても指示してありますので、今のご質問のようなことがないようにこれからも努めていききたいと、このように思っております。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 呂楽町特別職の報酬、費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第56号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

○神谷長平議長 日程第6、議案第56号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第56号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携について、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第7、議案第57号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第57号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準等について、軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額を見直すものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第57号 呂楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第58号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第8、議案第58号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第58号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

道路法施行令の一部改正により、国の道路占用料の額が改定されたことに伴い、本町においてもこれに準じて道路占用料の額を改定するため、本条例の一部を改正いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 邑楽町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第59号 指定管理者の指定について（邑楽町福祉センター
寿荘）

）

日程第11 議案第61号 指定管理者の指定について（邑楽町地域活動支援センター）

○神谷長平議長 日程第9、議案第59号 指定管理者の指定について（邑楽町福祉センター 寿荘）から日程第11、議案第61号 指定管理者の指定について（邑楽町地域活動支援センター）までの3案について関連がありますので、一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第59号、第60号、第61号 指定管理者の指定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町福祉センター寿荘、邑楽町高齢者活力センター、邑楽町地域活動支援センターの施設管理運営に当たり、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間、社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより3案について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第59号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 指定管理者の指定について（邑楽町福祉センター 寿荘）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 指定管理者の指定について（邑楽町高齢者活力センター）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 指定管理者の指定について（邑楽町地域活動支援センター）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）

○神谷長平議長 日程第12、議案第62号 指定管理者の指定について（邑楽町農畜産物処理加工施設）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第62号 指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町農畜産物処理加工施設の管理運営に当たり、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間、邑楽町農畜産物処理加工施設利用組合を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 指定管理者の指定について(呂楽町農畜産物処理加工施設)を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第63号 呂楽町第六次総合計画後期基本計画について

○神谷長平議長 日程第13、議案第63号 呂楽町第六次総合計画後期基本計画についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第63号 呂楽町第六次総合計画後期基本計画について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度を初年度に、10か年の町の将来像である基本構想を定めた呂楽町第六次総合計画につきましては、令和2年度において5か年間の前期基本計画が終了いたします。そこで、次の5か年間の基本施策となる後期基本計画を策定する必要が生じます。

この後期基本計画は、3つの重点施策と2つの最重点施策を柱に構成されており、町の将来像である「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」の実現に向け、各種施策を実行するため、基本となるものであります。

本計画策定に当たっては、町民アンケート、町民広聴会、子ども議会などを開催し、貴重なご意見をいただきました。また、外部評価委員として参画をいただきました高崎経済大学、高崎商科大学の皆様にもご意見をいただきました。

本計画につきましては、去る10月26日に開催されました呂楽町総合開発計画審議会におきましてご審議をいただき、推進について答申を受けております。多くの皆様にご指導いただきましたことに厚く御礼を申し上げ、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 今日はたくさんの学生の皆様にご参加というか、傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

今、町長から説明があったとおりで、この後期基本計画につきましては多くのご意見をいただい

たというふうなことでもございます。本来であれば、企画課長にお伺いしたいところもありますけれども、所管の課長でございますので、副町長に質問をいたします。

まず、本計画策定に当たっては、審議会以外に大学生を委員とする外部評価委員会を設置をいたしました。今回の大学の学生の連携事業の目的と具体的な事業内容について、さらにそのことについてどのような成果が得られたのか、端的にお伺いをいたします。

○神谷長平議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 先ほど町長からも話がありましたように、今回は高崎経済大学、そして高崎商科大学の学生の皆さんに外部評価委員としてご参加をいただきました。様々な施策の実行に当たりましては、あるいは策定に当たりましては、よく産官学の3者の連携ということが言われております。ただ、残念ながら、当町におきましては、地元に高等教育機関がないというようなこともございまして、なかなかこれまで学との連携というのが図られてこなかったというのが実態だったというふうに思います。

今回の計画の策定に当たりましては、企画課長の強い思いもありまして、ぜひこれを一つのきっかけとしてその産官学の連携というものを進めていきたいという思いから、地域政策課題に取り組んでいる県内の大学等との連携ということで進めさせていただいたということでございます。これは総合計画という性格上、次の世代を担う皆さんの参画というのを大事にしたいという思い、それからなかなか町民広聴会等におきましては若い世代の方の参加が少ない、残念ながらそういった方々の声を反映する機会が少ないということもございまして、そういった若者層の意見の反映ということも念頭に置いて意識的に追求をしてきたということでございます。

具体的なそういった学生の関わり方といたしましては、計画自体に直接、例えば文言等の意見を頂戴するというのではなくて、策定委員である各課長の計画案をプレゼンテーションをしてもらい、そのプレゼンテーションを聞いていただき、質疑応答をし、その中でこの外部からの計画についての評価、それから事務局としてこの計画をどう進めていくのか、どんな体制で進めていくのか、そのプロセスについても外部評価をいただいたということでございます。それぞれの学生がそれについて採点を行いまして、評価の数値化を行い、各課長にはフィードバックをしたということでございます。

結果といたしまして、各課長はかなり緊張感を持ってその計画の策定、それから自分の課内の事業についての見直し、そしてそれを施策にどう結びつけていくかというような観点で非常に刺激になったというふうに思いますし、今後の計画、事業執行についてもまた新たな気持ちを抱いたということがあったのではないかとこのように考えているところでございます。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 もう一点お伺いをいたします。

副町長は、かつて現職の課長時代の頃から非常に生涯教育、社会教育等におきまして、あるいは

また産学連携等につきましても博学をお持ちの方でありましたので、あえてお伺いしますけれども、今おっしゃられたような取組がなされてきたということでございますが、今後このような学生と、大学生ですか、学生と連携事業の関係におきまして、今後はこの取組をほかの各種の策定にもどのように生かしていくのか。さらに、今回の後期計画の策定に当たって特徴的なことがありましたらば、1点2点で結構ですので、お伺いしたいと思っております。

○神谷長平議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 実は今回の取組も、一朝一夕にというか、いきなり出てきたということではなくて、これまで中央公民館等で開催をしてきました地域づくりのワークショップ、こちらに高崎商科大学の先生方あるいは学生さん方がコーディネーターとして参加をしていただいて、ワークショップ等も行ってきたと、そういった実績の上に立って、さらにその発展系として取り組んできたというようなことでございます。そういう意味では、今後もそういったこれまでのお付き合いを大事にしながら、さらに発展させていくような方向で進めていければというふうに考えております。

ただ、では全ての計画に、年間にしますと相当いろんな計画を町としては立てているわけですが、全てのものに適用できるかということになりますと、今回の経験を通じましても、事務局としては相当労力や時間を必要とするというようなこともあります。そういった点では、担当課や相手方との調整というのも必要になってまいります。そんなことで、全て取り組めるかどうかということについてはちょっと現時点では明言はできませんけれども、そういったご縁、あるいはこれまでの取組の教訓等も生かしながら、引き続き粘り強く、より幅広い方のご意見を反映をしていく計画づくりというのを進めてまいりたいというふうに考えております。

今回の計画の特徴ということにつきましては、特にこの計画書案の5ページ以降に詳細にわたって記載をさせていただいておりますが、単純に総合計画だけではなくて、総合戦略や行政改革プラン等との連携をより強化をすることであるとか、あるいはSociety5.0への取組、あるいはSDGsへの関連づけ、ひもづけといった部分がとりわけ特徴的なことかなというふうに考えているところがございます。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員。

○5番 大賀孝訓議員 最後の質問になります。今、副町長がおっしゃられたように、特にこの計画についてはSDGsの関係が大きな特徴というふうに見受けられます。しかしながら、まだまだ完璧ではございませんけれども、これをどのように実践していくかということが大きな課題になるかと思っております。

町長にお伺いいたします。この後期計画につきましては、幾つかの重点施策と大きな施策が位置づけられておりますけれども、この後期計画については前期の基本計画、総合計画と、どのような進捗が見られたのか、前期に比べてですね、前期計画から進捗されているのはどうだったのかということに基づいて後期計画が練られておると思いますが、これについて1点。

それから、町長はまだ任期は途中でございますけれども、任期内において、どこにまた力点を置いて事業展開を図っていききたいのかということについて、展望的なことも含めてお伺いしたいと思っております。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、前期計画の計画した事業の推進状況はどんなふうなものがあるかということですが、一つには、私は、今少子化の時代でもありまして、子供を産み育てやすい環境づくりをまず取り上げて、これを進めてきたと。これについては後期計画の中でも引き続き行っていくわけでもありますが、やはり一番大切にしていかなければならない少子化対策の一つであると、そんなふうに思っております。

それから、それとあわせて、ファミリーサポートセンターも開設をいたしまして、働くお父さん、お母さん方が安心して子供を預けられるというような環境にも取り組んでまいりましたし、また学校給食費の問題については、多子軽減ということで、2人、3人目ということで、その計画も、議員の皆さんにご審議をいただいたわけでもありますが、これらも前期計画の中で行ってきた、計画をした推進に当たるだろうと、そんなふうに思っております。

したがって、今、副町長のほうからも申しあげましたけれども、学校でのICTの教育の環境整備、これらは国を挙げてということになりますが、町は率先して担当のほうで進めていただいておりますし、具現化をするということになっておりますので、先ほどSDGsへの話もありましたが、持続可能な事業展開ということは私は必要だろうというふうに思っております。したがって、大きく言えば、中央公民館の建設もその一つでもありますし、それから産業の振興についても、今、広域幹線道路に地区計画として計画をしておりますが、こういったことも前期計画の中から後期の今後5か年の中に十分取り組んで、産業振興を図っていききたいというふうに思っております。

したがって、任期内についてということですが、私が大変お世話になって、あと任期は3年有余あるわけでもありますが、その期間内にはぜひそういった問題を取り上げ、そして実施に移していくと。それから、先ほどの議員のほうにも話をいたしましたが、最近とみに災害が多くなっております。昨年の台風19号についても、大変な被害が各地でありました。したがって、こういった自然災害、それから気象災害等について十分対応できるような、今のコロナ禍もそのとおりでもあります、十分危機管理に対して対応できるような、危機管理体制への取組ということも私は今後重要な課題ではないかと。これらの機構改革については、先ほどの議員のお答えをいたしました、担当課長にも指示してありますので、そういったことで、町民の皆さんが安心して安全に生活ができるような、そういった環境づくりをこれから任期中に取り組んでいききたいと、このように思っておりますので、議員の皆さん方、それから町民の皆さん方のご理解をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○神谷長平議長 大賀孝訓議員、3回ですので、まとめをお願いします。

○5番 大賀孝訓議員 まとめになります。

いろいろと町長の今後の抱負等も聞きましたけれども、ぜひ安心安全なまちづくりを進めていただきまして、町の発展にますます寄与されることをお願い申し上げます。

と同時に、本町は県下においても非常に特徴的な町ではございませんし、知名度も低い町でございます。多くの大学生の皆さんには貴重なご提言をいただいたということでもありますので、今後皆様方の、学生各位の今後の進路につきまして、邑楽町を一つの選択肢として選んでいただいて、本町のためにますますいろいろな貴重なご意見、ご提言をいただければありがたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。お礼を申し上げまして、まとめといたします。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 今日は若い学生の皆さんの傍聴をいただきまして、誠にありがとうございました。

今、同僚の大賀議員のほうからいろいろ的確な質問がございました。私は非常に素朴な質問をしたいと思います。実はこの10か年計画、半分過ぎまして、これから残された5年間進むわけです。非常に膨大な資料が作られました。今回、担当課長においては相当ご苦労されたという話も伺っております。振り返ってみますと、この10か年計画、まさにこれからの邑楽町をどうつくっていくかという立場から考えてみますと、非常に重要な資料になるわけです。従来、昔は、私前にもちょっと申し上げたことはあったのですが、役場の職員が鉛筆をなめなめ徹夜で作ったという話もお伺いしております。今日、時代が変わりまして、なかなかそうした非効率的なことではなくて、要するにコンサルタントという会社を通じて、邑楽町は多分800万円ぐらいの予算を組んでこれに取りかかったということではないかと思えます。

それで、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、コンサルタント会社に丸投げをして、どこの自治体でも、どこを見ても同じような内容、国全体の動きから見ますと、少子高齢化ということで来ていますから、どうしてもそういうことになりがちになるのだと思うのですが、そこで若い人たちの意見がこういう形で入ってくるということは非常にいいことで、これからも、これはぜひ追求していってほしいというふうにも思います。

私は一つここで、私も議会の中で審議委員のメンバーとして2回ほど参加をしてまいりました。一つには、この審議委員のメンバーをちょっと見ますと、要するに町の各種団体の長ですね、その方たちを中心にして審議会のメンバーが外部とすればできていると。もちろんその中心になっているのは役場の職員の皆さんではございますけれども、そういう形の中で、要するに言うならば充て職的な審議委員という形が取られているというふうに私は思います。そうした意味では、邑楽町にも若い学生や若い人たちがたくさんおられます。そういう人たちの意見をいかにして吸い上げて、

こういったことに対する意見を反映させていくかという点は、今後の一つの教訓として追求していく必要があるのではないかというふうに思うわけですが、その点について、町長、副町長どちらでも結構ですが、考え方をお聞かせください。

○神谷長平議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 まず、この計画のつくり方という部分で、コンサルタントへ丸投げというような、ちょっとご意見もあったわけですが、まずコンサルタントの関わりについては、今回この後期計画については、あくまでもそのアンケートの収集、分析であるとか、そういった基礎資料の作成ということでございます。作成自体につきましては、これは直営で、企画課の職員を中心といたしまして、庁内の策定委員会で作ってきたと、その策定委員会及び4つの部門ごとの分科会で部会長を中心に検討をしてきたということでございます。また、確かに膨大な資料ということでございますけれども、特に今回力を注ぎましたのは現状分析、そして何が課題なのか、その課題を解決するためにはどういう施策を展開すればいいのかという部分のストーリーと申しますか、きちんとその整合性を取れたものをしていく、その施策の中身も今後5年間でどんなことを各課で取り組んでいくのかというようなことを中心に、かなり長い、膨大な時間を使ったヒアリング等も行いまして行ってきたということでございます。そういう点では、それぞれの各課がこれから取り組むべき課題と政策が非常に強くリンクをした計画となったのではないかというふうに自負をしているところでございます。

今後、では審議会の中での人選とか、あるいは若い方の意見の反映という部分は、これは全くご指摘のとおりだというふうに思っておりますし、特に若い方の意見の反映という点で、我々が悩んでいる、どうしたら若い方々の意見をこのまちづくりに反映し、あるいは若い方々に参画をしていただくかというのは、これはもう町全体を通じての非常に大きな課題と現在なっております。そういう点では、まずそういった役員の人選、それから例えば公募等も含めて幅を広げていくというような部分、それから若い方々の活動を実際に活発にしていくというような意味で、社会教育や様々な各課の取組の中で若い方の参画を促していくような取組を同時進行で進めていくという中で、ぜひ何とか解決を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 ぜひそういう方向でやっていただきたいなと思います。もちろん若い、できるだけ幅広く意見を取り入れてやっていくということは、我々議会側のほうにも責任があるわけです。それは、要するに開かれた議会として、いかにして町民の声を幅広く吸収して、それを今後のまちづくりの中に生かしていくかという点からも、これは執行部とも議会とも本当に一体となってこれからのまちづくりに進んでいかなければならないと。そういう点では、私たちも含めて、ぜひ金子町長には、4期目に入ったわけですが、あと残された3か年間をぜひこのまちづくりのために努力して頑張っていたいただきたいということを一言申し上げて、発言を終わります。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第63号 邑楽町第六次総合計画後期基本計画についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号 第五次邑楽町行政改革大綱について

○神谷長平議長 日程第14、議案第64号 第五次邑楽町行政改革大綱についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第64号 第五次邑楽町行政改革大綱について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年に策定した第四次邑楽町行政改革大綱は、令和2年度をもって終了となります。そこで、今後の社会情勢の変化に伴う人口減少、少子高齢化に的確に対応し、効率的で効果的な行財政運営を図るため、次の5年間を見据え、邑楽町第六次総合計画後期基本計画における質の高い行政サービスを推進するための個別計画として、第五次邑楽町行政改革大綱を定めるものであります。

第五次邑楽町行政改革大綱は、第四次邑楽町行政改革大綱の基本目標を継承し、個々の施策につきましては、総合計画後期基本計画からの抜粋となっております。

なお、本大綱につきましては、邑楽町行政改革懇談会において承認をいただいておりますことを申し添え、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 第五次邑楽町行政改革大綱についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時00分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

◎日程第15 議案第65号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算

○神谷長平議長 日程第15、議案第65号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第65号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,951万円を追加し、予算の総額を121億8,688万1,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税8,000万円、県支出金417万5,000円及び寄附金200万円等の増額と、国庫支出金1,091万円、諸収入3,317万6,000円及び町債1,300万円等の減額であります。

歳出については、総務費3,986万5,000円、民生費4,638万7,000円、衛生費334万6,000円、農林水産業費162万2,000円、商工費488万3,000円及び土木費445万4,000円の増額と、教育費6,449万6,000円及び公債費655万1,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第65号 令和2年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第66号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第16、議案第66号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第66号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、予算の総額を32億6,935万1,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金及び県支出金の増額と繰入金の減額であり、歳出については、保健事業費を増額し、保険給付費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 令和2年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第67号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第17、議案第67号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第67号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万2,000円を追加し、予算の総額を3億2,207万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料、諸収入及び国庫支出金の増額であり、歳出については、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第67号 令和2年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第68号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第18、議案第68号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第68号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,549万円を追加し、予算の総額を21億8,403万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の増額であり、歳出については、総務費、保険給付費、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第68号 令和2年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第69号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○神谷長平議長 日程第19、議案第69号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第69号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を減額し、予算の総額を2億8,516万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の減額であり、歳出については、下水道費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第69号 令和2年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○神谷長平議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時27分 散会〕